

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日)
(たる)

裁決書

鳥取県八頭郡若桜町大字諸鹿九四九番地
審查申立人 小谷次郎

鳥取県鳥取市西町一丁目四二一番地
右審査申立人代理人弁護士 松本光寿

目次

◆選管告示 選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決の要旨

右審査申立人（以下「申立人」という。）から平成2年4月4日付けで申立てのあった平成2年3月4日執行の若桜町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主文

本件選挙に關し、平成2年4月3日付けで若桜町選挙管理委員会が行った申立人の異議申出に対する決定は、これを取り消す。

本件選挙は、これを無効とする。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に關し、若桜町選挙管理委員会から提起された平成2年3月4日執行の若桜町長選挙における選挙の効力に關する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

平成2年7月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友松五郎

1 立候補の届出時刻について
その審査申立て理由を要約すると、次のとおりである。

申立人が立候補の届出をした時刻は、本件選挙の選挙期日の告示日である平成二年二月二十七日の午後四時五十六分であり、町委員会の主張する午後四時五十九分ではない。

このことは、その場に居合わせた竹内民治の証言等によつても、明らかである。

2 届出時の状況について

(1) 申立人は、立候補の意思を明確に町委員会の書記長原忠明に表明し

たうえ、同記書の面前(机の上)に立候補届に要する書類をすべて提示している。

(2) 書記長原忠明は、審査時間がない旨繰り返すか、おし黙ってしまう

だけで、何ら積極的な応対をしなかつたのみならず、五時のチャイムが鳴るまでの間、部屋を出入りするなど申立人の前から姿を消し、応対を怠つた。

3 立候補の意思表明について

(1) 申立人は、明確に立候補の意思を表明した。

仮に書記長原忠明が行つた意思確認に對して、申立人の明確な回答

なり返答が存しなくとも、面前に出頭して所定の書類を提示した以上、立候補の意思表示が存するものとして取り扱わなければならないことは当然である。

(2) なお、申立人が届出用紙を机の上に出し書記長原忠明に示していた際、そこに居合わせた竹内民治の証言によつても、申立人が立候補の意思を有していたことは明らかなるところである。

4 審尋方法について

町委員会が関係者を審尋するについて、申立人側は、その氏名、日時

等の連絡を受けておらず、同審尋に立ち会う機会を与えられていない。すなわち、原決定手続きは適正手続きの面からみて不公平なもので、その事実認定は極めて信憑性が薄い。

5 従つて、申立人が本件選挙における立候補届出時間内に立候補を届けたことは明白であるにもかかわらず、ことさらにかかる事實を認定しなかつた町委員会の決定は違法、不当で取消しを免れない。

町委員会の弁明の要旨

本件審査申立てに対する町委員会の弁明を要約すると、次のとおりである。

1 立候補の届出時刻について

申立人が町委員会に来庁(入室)した時刻については、届出締切時刻の直前であったこともあり、本件選挙の選挙長中村健三、書記長原忠明とも各自の時計で確認しており、午後四時五十九分である。

また、同時刻には申立人以外、他の者の入室はなかつた。

2 届出時の状況について

一旦立候補を取り下げた直後の来庁でもあり、申立人に再度来庁の意思を確認したが、その際、選挙長中村健三、書記長原忠明及び書記岡崎紘子はいずれも立候補届出書類の提示を受けていない。

なお、書記長原忠明は席を外していた書記長山本勘一郎に連絡のため、応対中一度外室した事実は認めるが、その時間は十五秒程度であった。

3 立候補の意思表明について

立候補締切時刻の直前約一時間の間に立候補の届出と立候補の取下げがあり、その取下げを表明した十数分後の再度の来庁でもあり、申立人

が来庁した真意を確認するためその明確が回答を求めたが、申立人からの返答がなく、書類の提示もなかつたので、届出時間内に立候補の意思表明はなかつたと判断したものである。

4 審尋方法について

審尋は、申立人及び関係者それぞれに若桜町選挙管理委員会立会いのもとで適正に行つており、公平を欠くものではない。

5 よつて、本件審査申立ては、これを棄却するとの裁決を求める。

裁決の理由

当委員会は、この審査申立ての要件を審査した結果、適法なものと認められたので、これを受理し、町委員会から審査申立てに対する弁明書、再弁明書及び町委員会に対する異議申出に係る関係書類を、並びに、申立人から町委員会の弁明に対する反論書及び再反論書を徴した。次に、平成二年五月八日に竹内民治から、同月十五日に選挙長中村健三、書記長山本勘一郎、書記長原忠明及び書記岡崎絃子から並びに同月十七日に本件選挙の届出当日竹内民治と一緒に若桜町役場を行つた金井孝允から証言を聴取した。また、平成二年六月十六日に申立人の審尋及び同月二十七日に申立人代理人の口頭意見陳述を聴取するとともに、同月十六日に若桜町役場において現地の検証を行つた。

ところで、本件審査申立ては、立候補の届出の有無がその争点となつてゐるものである。

立候補の届出については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第八十六条第一項及び第二百七十条の規定に基づき、法定の期間内に郵便によることなく法定の書面を選挙長に提出して、行うものである。

のとされている。

そして、この届出があれば、選挙長は直ちにこれを審査し適法なものであればこれを受理しなければならないものである。

なお、立候補の届出は、もちろん法定期間内に行わなければならぬものであるが、単に立候補届出の審査をする時間ががないことを理由として、これを拒否すべきものではないと解される。

一方、選挙の効力に関しては、およそ選挙争訟において、選挙が無効とされるのは、法第二百五条第一項の規定により、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、選挙の管理執行機関が選挙の管理執行の手続きに關する規定に違反したとき又は直接の明文の規定には抵触しないが、法の basic 理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたときを指すものと解されている（最高裁昭和二十三年六月二十六日判決、最高裁昭和二十七年十二月四日判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、選挙の管理執行の手続きに關する規定違反がなかつたならば、選挙の結果につきあるいは異なる結果を生じたかも知れないと考えられる場合を言い、結果に異動を及ぼすことが確実である場合に限られず、結果に異動を及ぼす可能性があればよいと解されている（最高裁昭和二十九年九月二十四日判決）。以上観点から、当委員会は、弁明書、反論書及び関係者の審尋等を通じて、本件審査申立てについて、慎重かつ厳正に審査し、次のとおり判断するものである。

1(1) 審査申立理由1について

本件選挙における立候補届出の法定期間は、本件選挙の選挙期日の告示日である平成2年2月27日の午前8時30分から午後5時までである。

申立人は、平成2年2月27日に立候補の受付場所となっている若桜町役場内の町委員会の事務室に三回入室し、第三回目の入室时刻を自分の時計で確認したところ午後四時五十六分であったと主張している。

一方、町委員会は、申立人は三回入室したが、第三回目の入室时刻は、選挙長中村健三及び書記長原忠明の時計で午後四時五十九分であつたと主張している。

第三回目の正確な入室时刻は、選挙長中村健三、書記長山本勘一郎、書記長原忠明、竹内民治、金井孝允等の審査等を通じては、特定することはできなかつた。しかし、申立人が平成2年2月27日に若桜町役場内の町委員会の事務室に三回入室したこと及び最後の三回目の入室时刻は遅くとも午後四時五十九分、すなわち法定期限の午後五時前であつたことは、認められる。

(二) 審査申立理由2の(1)について

申立人は、第三回目の入室時に立候補届出関係書類を書記長原忠明の面前(机の上)に提示したと主張しているが、町委員会は、選挙長中村健三、書記長原忠明及び書記岡崎絃子への書類の提示はなかつたと主張している。

このことについて当委員会が関係者の尋問を行つたところ、それされ、選挙長中村健三は机の上に書類らしいものが置いてあつたと証言し、書記長山本勘一郎は午後五時経過直後ではあるが一番上が候補者

「取り下げるとはできない」と発言したことは認めたが、その発言の真意を確認するために書記長原忠明が「本当ですか」と問い合わせたところ、申立人からは立候補についての回答が得られなかつたことから、申立人の明確な立候補意思の表明はなかつたと判断したと証言している。

届出審査表だったと思われる書類が机の上に置いてあつたと証言し、竹内民治は立候補届と思われる書類が机の上に置いてあつたと証言している。

一方、書記長原忠明は、申立人が前面(机の上)に提示したと主張する書類の存在自体を知らないと証言している。

しかし、書記長山本勘一郎は、午後五時経過直後に机の上に置いてある書類を書記長原忠明が指示し、自分がその書類を手にとつたと証言していることなどを併せ考えれば、書記長原忠明のこの点についての証言をにわかに採用することはできない。

また、証言等に基づいて当委員会が現地の検証をしたところ、机の上に置いてあつたとされる書類と各証言者との距離は、おおむね最短七センチメートル、最長三百五十センチメートル程度の容易に視認しうる範囲内であることから、証言内容を総合的に判断すれば、書類は机の上に置かれており、その書類は立候補届出に関するものであつたものと思われる。

(三) 審査申立理由3について

申立人は、第三回目の入室の際、明確に立候補の意思を表明したと主張し、一方、町委員会は、明確な立候補の意思表明はなかつたと主張している。

このことについて、選挙長中村健三及び書記長原忠明は、申立人が「取り下げるとはできない」と発言したことは認めたが、その発言の真意を確認するために書記長原忠明が「本当ですか」と問い合わせたところ、申立人からは立候補についての回答が得られなかつたことから、申立人の明確な立候補意思の表明はなかつたと判断したと証言している。

している。

しかしながら、第一回目の入室における立候補意思の表明、第二回目の入室における立候補意思の取消し、そして第三回目の入室という経過を客観的に考え、かつ、前記のとおり申立人が立候補受付期間内に町委員会の事務室に入室のうえ立候補届出に関するものと思われる書類を机の上に置いたものと思われることから、申立人の「取り下げることはできない」との発言の意味は、立候補を一旦取り下されたが、やはり、取り下すことはできない、すなわち、立候補するとの意思表示であったと認めるのが相当である。

2 以上のことから、町委員会は届出がなかったと主張しているが、申立人が、立候補届出期間内に町委員会の事務室に入ったこと、その際、立候補届出に関するものと思われる書類を町委員会の事務室の机の上に置いていたこと及び本件選挙に立候補する意思を表明したことが認められる。

このような状況を総合的に勘案すれば、立候補の届出は法定期間内に行われたものであり、選挙長は、仮に法定期間内に審査する時間がなかったとしても、直ちにこれを審査し適法なものであればこれを受理しなければならないものであったと判断される。

従って、「受付時刻が切迫しているにも拘らず、書類の提示はされておらず受付していない」との理由で申立人の異議申出を棄却した町委員会の決定は、取消しを免れないと判断する。

3 さらにまた、立候補の届出が届出期間内になされたにもかかわらず、選挙長がその受理手続きをしなかつたものと判断されることから、本件選挙は、法第二百五条第一項に定める「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当するものと言わざるを得ない。

また、前記のとおり選挙長は、申立人の立候補届を審査し適法なものであればこれを受理しなければならなかつたものである。審査の結果、適法なものであれば、本件選挙における立候補者は二人となり、当選人は、無投票ではなく、投票により決められていたはずである。

すなわち、選挙の結果に異動を及ぼす可能性があり、法第二百五条第一項に定める「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当するものと認められる。

従つて、本件選挙は無効と判断される。

4 前記理由により、本件選挙に関する町委員会が行つた決定を取り消すとともに本件選挙は無効と判断されるので、申立人の主張するその余り理由については、判断する必要はないところである。

以上の審査の結果、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成2年7月11日

鳥取県選挙管理委員会

委員長 友 松 五
委員 長 尾 口 義 郎
委員 倉 繁 欣
委員 博 悅 男
信